



山形県公報

平成19年10月26日(金)
第1887号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                        |                   |      |
|----------------------------------------|-------------------|------|
| 鳥獣保護区の指定.....                          | (みどり自然課) ...      | 1374 |
| 鳥獣保護区の存続期間の更新.....                     | (同) ...           | 同    |
| 鳥獣保護区特別保護地区の指定.....                    | (同) ...           | 1376 |
| 昭和42年3月県告示第300号(鳥獣保護区設定)の一部改正.....     | (同) ...           | 同    |
| 昭和52年10月県告示第1846号(鳥獣保護区設定)の一部改正.....   | (同) ...           | 1377 |
| 昭和58年10月県告示第1515号(鳥獣保護区設定)の一部改正.....   | (同) ...           | 同    |
| 昭和59年10月県告示第1308号(鳥獣保護区設定)の一部改正.....   | (同) ...           | 1378 |
| 平成9年9月県告示第980号(鳥獣保護区設定)の一部改正.....      | (同) ...           | 同    |
| 特定猟具使用禁止区域の指定.....                     | (同) ...           | 1379 |
| 平成9年9月県告示第991号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正.....    | (同) ...           | 1380 |
| 平成11年10月県告示第1010号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正..... | (同) ...           | 同    |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....       | (最上総合支庁福祉課) ...   | 同    |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....            | (庄内総合支庁福祉課) ...   | 1381 |
| 指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....                 | (同) ...           | 同    |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....          | (同) ...           | 同    |
| 公共測量の終了の通知.....                        | (農村計画課) ...       | 同    |
| 土地改良事業施行の認可.....                       | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 同    |
| 入会林野整備計画の認可.....                       | (最上総合支庁森林整備課) ... | 1382 |
| 道路の区域の変更.....                          | (庄内総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 県道の供用の開始.....                          | (同) ...           | 同    |
| 同.....                                 | (同) ...           | 同    |

### 人事委員会関係

#### 訓 令

|                |      |
|----------------|------|
| 事務局職員倫理規程..... | 1383 |
|----------------|------|

### 公 告

|                        |               |      |
|------------------------|---------------|------|
| 大規模小売店舗の変更の届出.....     | (商業経済交流課) ... | 同    |
| 一般競争入札の公告.....         | (教育委員会) ...   | 1385 |
| 監査の結果に基づき講じた措置の公表..... | (監査委員) ...    | 1386 |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....   | (病院事業局) ...   | 同    |

## 告 示

### 山形県告示第945号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区を次のとおり指定する。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名 称 愛染峠鳥獣保護区
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
  - (1) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
  - (2) 鳥獣保護区の指定目的  
当該地域は、西置賜郡白鷹町と西村山郡朝日町の行政界にある頭殿山及び大禿森山の東部に位置し、中央を実淵川が流れ、急峻な渓谷と広大な森林が広がっている。  
このような自然環境を反映して、この地域には多様な鳥獣が生息している。  
獣類では、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類が生息している。特にブナ、ミズナラ等の天然林が広がる北部及び南部地域には、ツキノワグマの越冬に適した環境が具備されており、餌となる植物も多く生育し、重要な生息、繁殖地となっている。  
また、鳥類では、キセキレイ、カワセミ、ヤマセミ等の水辺の鳥類や、国内希少野生動植物種のイヌワシ、クマタカ等の大型猛きん類等の生息域になっており、餌となる動植物が豊富に生息している地域である。  
狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区として指定する必要がある。

### 山形県告示第946号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 名 称 左沢鳥獣保護区  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで  
(4) 保護に関する指針
  - イ 鳥獣保護区の指定区分  
身近な鳥獣生息地の保護区
  - ロ 鳥獣保護区の指定目的  
当該地域は、西村山郡大江町の市街地に隣接した広葉樹林が広がる区域であり、ウグイス、ヤマセミ、アカショウビン、ノウサギ、ニホンリス等の多様な鳥獣が生息している。  
また、地域内には山形県朝日少年自然の家が設置されており、当該地域は、自然保護教育の場として活用されている。  
狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。
- 2 (1) 名 称 葉山鳥獣保護区  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、標高1,000メートル前後の山々が連なる急峻な山岳地帯で、赤松川をはじめとした多くの溪流が流れ、変化に富んだ地形になっている。地域の植生は、針葉樹の人工林が少なく、ブナ - チシマザサ群落、ヒメヤシャブシ - タニウツギ群落、ミズナラ群落、伐採跡地植物群落等に覆われ、餌となる木の実や昆虫等の豊富な森林鳥獣の生息地となっている。

また、地域内においてイヌワシの営巣地が確認されているほか、クマタカ、オオタカ等の国内希少野生動物種やニホンカモシカ等の大型獣など多種多様な鳥獣が生息している。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

- 3 (1) 名 称 柴倉鳥獣保護区
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、標高1,262メートルの柴倉山を中心とした急峻な山岳地域で、複雑に入り組んだ渓谷とその背後に広大な森林が広がっており、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類が生息している。特に、ツキノワグマの越冬に適した環境が具備されており、餌となる植物も多く生育し、重要な生息地及び繁殖地となっている。

また、当該地域は、国内希少野生動物種のイヌワシ、クマタカ等の大型猛きん類をはじめとする高山性の鳥類の生息域となっており、餌となる動物も豊富に生息している地域であり、多様な鳥獣が生息している。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

- 4 (1) 名 称 桂谷鳥獣保護区
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、新潟県との行政界に隣接し、針葉樹林の間に、ブナ、ナラ、カエデ等の広葉樹の混合林が点在し、鳥獣の餌となる木の実や昆虫等が豊富であり、森林鳥獣の生息適地となっている。

このような自然環境を反映して、ハヤブサ等の猛きん類が生息し、さらに獣類では、ノウサギ、テン等の小型獣からニホンカモシカ、ツキノワグマ等の大型獣まで、多様な獣類の生息域となっている。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

- 5 (1) 名 称 立谷沢鳥獣保護区
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

## □ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、一部が磐梯朝日国立公園になっている地域であり、赤沢川をはじめとして多くの溪流が流れ、崖が連なった、急峻で変化に富んだ地形となっている。ブナ・チシマザサ群落等の広葉樹林が大半を占め、鳥獣の餌となる木の実や昆虫等も豊富で、森林鳥獣の生息適地となっている。

このような自然環境を反映してツキノワグマやニホンカモシカ等の大型獣類のほか、クマタカ等の希少な猛きん類などの生息地となっている。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

## 山形県告示第947号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、飯豊山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

平成19年10月26日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 名称 飯豊山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## 4 保護に関する指針

## (1) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

## (2) 特別保護地区の指定目的

飯豊山鳥獣保護区は、西置賜郡小国町及び同郡飯豊町の南部に位置し、標高2,105メートルの飯豊山を中心とした急峻な山岳地域で、複雑に入り組んだ渓谷があり、その背後にブナ帯、ヒメコマツ帯、亜高山帯植生及び高山帯植生と標高によって変化に富んだ植生からなる広大な森林が広がっている。

このような野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動植物種であるイヌワシ、クマタカ等の大型猛きん類、さらに絶滅が危惧されるオコジョ、ヤマネ等の高山性の獣類など、多様な鳥獣類が生息している。

特に、現在特別保護地区に指定している地域は、大又沢を中心とした複雑に入り組んだ急峻な渓谷と、ブナ、ミズナラ等の広葉樹天然林から高山帯植生までと変化に富んだ植生からなる森林が広がっていることから、イヌワシ、クマタカ等の大型猛きん類が生息しているほか、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、ヤブサメ、ルリビタキ、メボソムシクイ、ホシガラス、オオルリ等の森林性又は高山性の野鳥や、ミソサザイ、アカショウビン、カワガラス等の水辺に住む野鳥が数多く生息している。

また、獣類では、ツキノワグマの越冬に適した環境が具備されており、春先の餌となる植物等が多く生育し、繁殖のための極めて重要な地域となっている。

このように、鳥獣の良好な生息地となっていることから、開発等を制限して当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るため、引き続き特別保護地区に指定する。

## 山形県告示第948号

昭和42年3月県告示第300号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

山形県知事 齋藤 弘

第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第3号の次に次の1号を加える。

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## □ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、新潟県との行政界に隣接し、針葉樹林の間に、ブナ、ナラ、カエデ等の広葉樹の混合林が点在し、鳥獣の餌となる木の実や昆虫等が豊富であり、森林鳥獣の生息適地となっている。

このような自然環境を反映して、ハヤブサ等の猛きん類が生息し、さらに獣類では、ノウサギ、テン等の小型獣からニホンカモシカ、ツキノワグマ等の大型獣まで、多様な獣類の生息域となっている。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

## 山形県告示第949号

昭和52年10月県告示第1846号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

- 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第3項の次に次の1項を加える。

## 4 保護に関する指針

- (1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

- (2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、西村山郡大江町の市街地に隣接した広葉樹林が広がる区域であり、ウグイス、ヤマセミ、アカショウビン、ノウサギ、ニホンリス等の多様な鳥獣が生息している。

また、地域内には山形県朝日少年自然の家が設置されており、当該地域は、自然保護教育の場として活用されている。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

## 山形県告示第950号

昭和58年10月県告示第1515号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

第3項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

- (3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第3項に次の1号を加える。

## (4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

- 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、標高1,262メートルの柴倉山を中心とした急峻な山岳地域で、複雑に入り組んだ渓谷とその背後に広大な森林が広がっており、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類が生息している。特に、ツキノワグマの越冬に適した環境が具備されており、餌となる植物も多く生育し、重要な生息地及び繁殖地となっている。

また、当該地域は、国内希少野生動植物種のイヌワシ、クマタカ等の大型猛きん類をはじめとする高山性の鳥類の生息域となっており、餌となる動物も豊富に生息している地域であり、多様な鳥獣が生息している。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

## 山形県告示第951号

昭和59年10月県告示第1308号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

第3項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第3項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
大規模生息地の保護区
- ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、西置賜郡小国町及び同郡飯豊町の南部に位置し、標高2,105メートルの飯豊山を中心とした急峻な山岳地域で、複雑に入り組んだ渓谷があり、その背後にブナ帯、ヒメコマツ帯、亜高山帯植生及び高山帯植生と標高によって変化に富んだ植生からなる広大な森林が広がっている。

このような野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動物種であるイヌワシ、クマタカ等の大型猛きん類、さらに絶滅が危惧されるオコジョ、ヤマネ等の高山性の獣類など、多様な鳥獣類が生息している。

このため飯豊山鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図ってきたところであるが、既設鳥獣保護区の北東部の地域は、ブナ・ナラ類の天然広葉樹林が多くを占め、特にツキノワグマにとっては、越冬に適した環境が具備されており、春先の餌となる植物等も多く生育し、重要な生息地及び繁殖地となっていることから、生息域の連続性を確保するため、鳥獣保護区を拡大するものである。

## 山形県告示第952号

平成9年9月県告示第980号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

(4) 保護に関する指針

- イ 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、標高1,000メートル前後の山々が連なる急峻な山岳地帯で、赤松川をはじめとした多くの溪流が流れ、変化に富んだ地形になっている。地域の植生は、針葉樹の人工林が少なく、ブナ・チシマザサ群落、ヒメヤシャブシ・タニウツギ群落、ミズナラ群落、伐採跡地植物群落等に覆われ、餌となる木の実や昆虫等の豊富な森林鳥獣の生息地となっている。

また、地域内においてイヌワシの営巣地が確認されているほか、クマタカ、オオタカ等の国内希少野生動物種やニホンカモシカ等の大型獣など多種多様な鳥獣が生息している。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

第2項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

第2項に次の1号を加える。

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、一部が磐梯朝日国立公園になっている地域であり、赤沢川をはじめとして多くの溪流が流れ、崖が連なった、急峻で変化に富んだ地形となっている。ブナ・チシマザサ群落等の広葉樹林が大半を占め、鳥獣の餌となる木の実や昆虫等も豊富で、森林鳥獣の生息適地となっている。

このような自然環境を反映してツキノワグマやニホンカモシカ等の大型獣類のほか、クマタカ等の希少な猛きん類などの生息域となっている。

狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

## 山形県告示第953号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成19年10月26日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 (1) 名称 落合・寺津特定猟具使用禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名称 前川ダム特定猟具使用禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名称 若木特定猟具使用禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名称 銀山特定猟具使用禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器及びわな
- 5 (1) 名称 上郷ダム特定猟具使用禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6 (1) 名称 大山特定猟具使用禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名称 大谷地特定猟具使用禁止区域  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

- (3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8 (1) 名 称 日山特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9 (1) 名 称 万世特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 10 (1) 名 称 岩ノ沢特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 11 (1) 名 称 酒田錦町特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

山形県告示第954号

平成9年9月県告示第991号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とする。

山形県告示第955号

平成11年10月県告示第1010号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

山形県告示第956号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地                                 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------|-------------|------------|
| 社会福祉法人清流会<br>最上郡戸沢村大字蔵岡字野中沢<br>前山2759番地 | 指定共同生活援助事業所ステップ<br>最上郡戸沢村大字蔵岡字上ノ山<br>3718番地 | 共同生活援助      | 平成19.10.11 |

## 山形県告示第957号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地  | 事業所の名称及び所在地     | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日     |
|----------------------|-----------------|-----------|-----------|
| 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院 | 鶴岡市湯田川字中田35番地10 | 短期入所療養介護  | 平成19.10.1 |

## 山形県告示第958号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護療養型医療施設の名称       | 所在地             | 辞退の効力発生年月日 |
|----------------------|-----------------|------------|
| 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院 | 鶴岡市湯田川字中田35番地10 | 平成19.10.1  |

## 山形県告示第959号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地     | 介護予防サービスの種類  | 廃止年月日     |
|-----------------------|-----------------|--------------|-----------|
| 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院  | 鶴岡市湯田川字中田35番地10 | 介護予防短期入所療養介護 | 平成19.10.1 |

## 山形県告示第960号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 公共測量を実施した地域  
山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、長井市、天童市、南陽市、高島町
- 公共測量を実施した期間  
平成17年7月1日から平成19年3月30日まで
- 作業の種類  
公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）

## 山形県告示第961号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 土地改良事業を行う者の名称

庄内赤川土地改良区

## 2 認可年月日

平成19年10月12日

## 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第962号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により、同法第3条の規定により牛潜入会林野整備組合代表者三浦喜美義から申請のあった入会林野整備計画を認可した。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第963号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年10月26日から同年11月8日まで縦覧に供する。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 湯田川羽前水沢停車場線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|--------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 鶴岡市水沢字木ノ下205番3から<br>同 字水京6番1まで | 旧    | 39.0メートル<br>↓<br>9.4  | メートル<br>173 |
| 同 上                            | 新    | 39.0メートル<br>↓<br>9.4  | 同 上         |
| 同 上                            |      | 18.0メートル<br>↓<br>13.6 | メートル<br>192 |

## 山形県告示第964号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年10月26日から同年11月8日まで縦覧に供する。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 路線名 湯田川羽前水沢停車場線

2 供用開始の区間 鶴岡市水沢字木ノ下198番3から  
同 字水京6番1まで

## 3 供用開始の期日 平成19年10月26日

## 山形県告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年10月26日から同年11月9日まで縦覧に供する。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 路線名 庄内空港立川線

- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町狩川字相見36番2から  
同 34番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年10月26日

## 人事委員会関係

### 訓 令

山形県人事委員会訓令第4号

事 務 局

事務局職員倫理規程を次のように定める。

平成19年10月26日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

事務局職員倫理規程

（趣旨）

第1条 山形県人事委員会の事務局に勤務する一般職に属する常勤の職員（以下「事務局職員」という。）の職務に係る倫理の保持及び職務遂行意識の確立については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（倫理の保持等）

第2条 事務局職員の職務に係る倫理の保持及び職務遂行意識の確立については、平成19年10月県訓令第25号山形県職員倫理規程を準用する。この場合において、第2条第1項中「知事の事務部局並びに労働委員会事務局」とあるのは「人事委員会事務局」と、第6条第3項、第15条及び第18条中「知事」とあるのは「人事委員会」と、第10条第2項中「知事、副知事、」とあるのは「人事委員会又は」と、「又は上司」とあるのは「若しくは上司」と、第16条第2項中「総務部長」とあるのは「事務局長」と、同条第3項中「本庁の部長、出納局長、総合支庁長、東京事務所長及び労働委員会事務局長」とあるのは「職員課長」と、第17条第2項中「所属職員（本庁の部長にあっては、所管する出先機関の職員を含む。以下同じ。）」とあるのは「所属職員」と、別記様式中「山形県知事」とあるのは「山形県人事委員会委員長」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成20年2月26日まで縦覧に供する。

平成19年10月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ山形北  
山形市嶋土地区画整理事業地内62街区1画地外
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称         | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|-------------|----------------------|---------|
| 大和工商リース株式会社 | 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 | 梶 本 六 夫 |

（変更後）

| 名 称       | 住 所                  | 代表者の氏名 |
|-----------|----------------------|--------|
| 大和リース株式会社 | 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 | 梶本六夫   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称         | 住 所                  | 代表者の氏名 |
|-------------|----------------------|--------|
| 大和工商リース株式会社 | 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 | 梶本六夫   |
| その他は未定      |                      |        |

（変更後）

| 名 称             | 住 所                    | 代表者の氏名 |
|-----------------|------------------------|--------|
| 株式会社 ユニクロ       | 山口県山口市佐山717番地1         | 柳井正    |
| 株式会社 ハニーズ       | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1 | 江尻義久   |
| 株式会社 エービーシー・マート | 東京都渋谷区神南一丁目11番5号       | 野口実    |
| 株式会社 ワールド       | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1    | 寺井秀藏   |
| 株式会社 パSPORT     | 東京都品川区西五反田七丁目22番17     | 水野純    |
| 株式会社 マックハウス     | 東京都杉並区梅里一丁目7番7号        | 栗原勝利   |
| 青山商事株式会社        | 広島県福山市王子町一丁目3番5号       | 青山理    |
| その他は未定          |                        |        |

## 3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成19年4月1日  
(2) 2の(2)に掲げる事項 平成19年10月9日

## 4 届出年月日

平成19年10月10日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年2月26日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年10月26日

山形県教育センター所長 黒 田 聖 司

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 天童市大字山元字犬倉津2,515 山形県教育センター 201研修室

(2) 日 時 平成19年11月8日(木) 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 100,000リットル

(2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 K2205 重油に規定するもののうち1種2号に限る。

(3) 契約期間及び納入方法 平成19年11月9日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。

(4) 納入場所 天童市大字山元字犬倉津2,515 山形県教育センター

(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること（同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。）

(5) 天童市内に本店又は営業所等を有すること。

(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字山元字犬倉津2,515 山形県教育センター総務課調達担当 電話番号023(654)2155

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成19年11月7日（水）午前10時までに山形県教育センター総務課調達担当に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会委員長から、平成19年9月25日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成19年10月26日

山形県監査委員 田 澤 伸 一  
 山形県監査委員 吉 田 明  
 山形県監査委員 加 藤 淳 二  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 監査対象機関      | 指 摘 事 項                              | 措 置 の 内 容                                                   |
|-------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 道 路 課       | 随意契約において、随意契約できる適用条項が適正でないものがある。     | 今後、契約の締結にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、適正な事務処理に努めてまいります。             |
| 最上総合支庁建設部   | 道路占用料、河川水面使用料及び占用料の調定が遅延しているものがある。   | 今後は、適正な時期に調定を行うよう徹底してまいります。                                 |
| 庄内総合支庁産業経済部 | 業務委託契約において、新たな業務を設計変更により対応しているものがある。 | 今後、業務を委託する際は、適切な執行に努めてまいります。                                |
| 教育やまがた振興課   | 歳入の会計年度所属区分が適正でないものがある。              | 事務処理についての進行管理を徹底し、指摘された歳入の会計年度所属区分については、指導に従い今後改善を図ってまいります。 |

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年10月26日

山形県立中央病院院長 小 田 隆 晴

- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
脳血管撮影装置 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課用度係 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- (3) 落札者を決定した日 平成19年8月30日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号
- (5) 落札金額 92,263,500円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号。）第3条の公告を行った日 平成19年7月20日